支給決定内容 ・支給量 身障 居宅介護(身体介護中心):月15時間 ・利用者負担額 本人 100円 (上限1,600円) 500円 (上限13,500円) 扶養義務者 適用単価 ・所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円 告示の単価 ・所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに加算した額1,820円 ・基本額:日中に1時間サービスを提供した場合 3,640円 サービスコードの単価 ・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合 7,280円 ・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算 ・級地:特別区(1000分の1072) 事業所所在地を特別区とする。

参考 基本額コード	 サ・	サービス提供実績記録票記載例 2時間利用										厚	参考 引始時加	1算コード
	サービ	ス内容					身体	介護						
		naa 🗀	E	官宅介護計画	Ī	サービス	提供時間		F:# 1 #h	利用	当 負担額	サービス	利用者	
	日付	曜日	開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間数	心心追人致	本人	扶養義務者	サービス 提供者印	確認印	
• 1111214	1	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印	• 111191
	2	火												
• 1111214	3	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印	• 111191
	4	木												
• 1111212	5	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	200	1,000	ED	ED	• 111191
		±						_		1 時間 :	↓ 利用 = 3回 -			
	7	日								I HOJIEDA	M 2151			
• 1111214		月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	ED	ED	• 111191
		火												
• 1111214	10		18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	200	2,000	印	印	• 111191
	11													
• 1111212	12		18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	1,000	ED	印	• 111191
	13													
	14													
• 1111214	15		18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	2,000	印	印	• 111191
444044	16		40.00	00.00		40.00	00.00				4 500	rn.		444404
• 1111214	17		18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	1,500	ED	印	• 111191
. 4444040	18		40.00	40.00	4	40.00	40.00					rn	rn	- 444404
• 1111212	19 20		18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	-	ED	印	• 111191
	21													
	22	_												
	23													
	24													
	25	_												
	26													
	27													
	28													
	29													
	30													
	合				15			15		1,600	13,500			

サービス内容	算定.	単価	算定回数		当月算	摘要		
1111212 身障居宅身体夜間早朝 1 H	(A)	4,870	(B)	3	(C)	14,610		
1111214 身障居宅身体夜間早朝 2 H	(D)	9,750	(E)	6	(F)	58,500		
1111915 身居宅身体開 夜早 1	(G)	500	(H)	9	(I)	4,500		
費用の額合計 (J) 77,610								

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要	
本人分	100	1,600	
扶養義務者分	500	13,500	
当月利用者負担額 合計		15,100	

当月居宅生活支援費請求額	62,510 円
--------------	----------

計算方法

1111212 身障居宅身体 夜間早朝1H の算定方法

~(1) 基本額単価の算定:30分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(1時間÷30分)を乗じる。

2 3,640

(1)により算定した基本額単価(3,640円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人) = 4,550.03.640 × 1.25 4,550

(2)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) 4.550 1.072 4,877.6 4,870 (A)

(4) (3)により算出した額に、利用回数を乗じる。

4,870 (B) (A)

(5) 基本額単価の算定: 30分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。

1111214 身障居宅身体 (6)

夜間早朝2H の算定方法

1111015

身居宅身体開 夜早1

の算定方法

4 7,280

(5)により算定した基本額単価(7,280円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入) 7,280 1.25 = 9,100.0 9,100

(6)により算出した額に級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) 9,100 × 1.072 = 9,755.2 9,75 9,750

(8) (7)により算出した額に、利用回数を乗じる。

6 (E) 9,750 58,500

(9) 告示上の所要時間30分以上1時間未満の場合の単価(4,020円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入) 4,020 1.25 5,025.0 5.025

(D)

(9)で求めた額から(2)で求めた額を引く。

5,025 4,550 475 (10)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

1.072 475 509.20 500 × = (G)

(12) (11)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。

(H) (G)

(13) (4)と(8)と(12)により算出した額を合計する。

+ 4,500 77,610 14,610 + 58,500 (F) (C) (I) (J)

具体例	
支給決定内容	
・支給量 身障 居宅介護 (身体介護中心):月14時間	
・利用者負担額 本人 100円 (上限1,600円)	
扶養義務者 500円 (上限13,500円)	
適用単価	
・所要時間30分未満の場合 2,310円	
・所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円	告示の単価
・所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに加算した額1,820円	J
・基本額:日中に1時間サービスを提供した場合 3,640円)
・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合 7,280円	サービスコードの単価
・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算	
・級地:特別区(1000分の1072) 事業所所在地を特別区とする。	
サービス提供実績記録票記載例	2.5時間利用 = 4回

	・基本額:日中に1時間サービスを提供した場合 3,640円 ・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合 7,280円 ・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算 ・級地:特別区(1000分の1072) 事業所所在地を特別区とする。										T			
参考基本額コード	 サ		<u>と・13がと(</u> ス提供実績記)	学未 //////	<u> </u>	Г		利用 = 4回			参考開始時加算コード
		え内容					身体が							
		ngg 🖂	J.	居宅介護計画	<u> </u>	サービス	ス提供時間) - 1 #L	利用	者負担額	サービス	利用者	
	日刊	曜日	開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間数	派遣人数	本人	扶養義務者	サービス 提供者印	利用者確認印	
• 1111211	1	月	7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	500	2,500	ED	印	• 1111921
• 1111114											,		-	
. 4444044		火												
• 1111211 • 1111114	3	水	7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	500	2,500	ED	印	• 1111921
	4	木												
• 1111214	5	金	6:00	10:00	4	6:00	10:00	4	1	600	4,000	ED	ED	• 1111915
• 1111114			0.00	10.00	7	0.00	10.00				7,000	- PJ3	<i>ν</i> ₁ ,	1111010
	6	±								4時間	利用 = 1回			
	7	日												
• 1111211	8	月	7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	-	2,500	ED	ED	• 1111921
• 1111114		火											-	
• 1111211														
• 1111114	10	水	7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	-	2,000	印	印	• 1111921
		木												
		金												
		土												
		日												
		月												
		火												
		水												
		木金												
		土												
		日												
		月												
		火												
		水												
		木												
		金												
		±												
		日												
	29	月												
		火												
	台	計			14			14		1,600	13,500			
								-						:

サービス内容	算定.	単価	算定回数		当月算	拿定額	摘要	
1111114 身障居宅身体日中 2 H	(A)	7,800	(B)	5	(C)	39,000		
1111211 身障居宅身体夜間早朝 0 . 5 H	(D)	2,430	(E)	4	(F)	9,720		
1111214 身障居宅身体夜間早朝 2 H	(G)	9,750	(H)	1	(I)	9,750		
1111915 身居宅身体開 夜早 1	(J)	500	(K)	1	(L)	500		
1111921 身居宅身体開 夜早0.5日0.5	(M)	530	(N)	4	(0)	2,120		
費用の額合計 (P) 61,090								

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要	
本人分	100	1,600	
扶養義務者分	500	13,500	
当月利用者負担額 合計		15,100	

当月居宅生活支援費請求額 45,990 円

計算方法

1111114 身障居宅身体 日中2H の算定方法

1111211

身障居宅身体

夜間早朝0.5H

の算定方法

1111214 身隨居字身体

1111915 身居宅身体開

1111921

身居宅身体開

夜早0.5日0.5 の算定方法

夜早1の算定方法

夜間早朝2H の算定方法

ィ(1) 基本額単価の算定:30分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。 4 = 7,280 1.820 ×

(2) (1)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) 7,280 1.072 7,804.16 7,800 × = (A)

(3) (2)により算出した額に、利用回数を乗じる。

7,800 5 39,000 × (A) (B) (C)

(4) 基本額単価の算定: 3 0 分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(30分÷30分)を乗じる。 1 1.820

(4)により算定した基本額単価(1,820円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人) 1.25 2,275.00 2.275

1,820 × = (6) (5)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

2.275 1.072 2.438.8 2,430 × (D)

(7) (6)により算出した額に、利用回数を乗じる。

2,430 4 9,720 × (E) (F) (D)

算定方法については、(例1)の(D)を参照。 - (8)

(8)により算出した額に、利用の回数を乗じる。

9,750 9,750 1 × (G) (H) (I)

算定方法については、(例1)の(G)を参照。

(10)により算出した開始時加算額単価に、利用回数を乗じる。

500 1 500 × (K) (J) (L)

告示上の所要時間30分未満の場合の基本額単価(2,310円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人) 2,888 1.25 2,887.50 2,310 =

告示上の所要時間30分以上1時間未満の場合の基本額単価(4,020円)から所要時間30分未満の場合の基本額単価(2,310円)を引く。 2,310 = 4.020 1,710

(14)(13)により算出した額に、「日中」の割合(1.00)を乗じる。(1円未満四捨五入)

1.00 1,710 1,710 × =

(12) で求めた額と(14)で求めた額を足す。 (15)

2,888 1,710 4,598

サービスコードの30分未満の場合の基本額単価(1,820円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人) (16)1.820 × 1.25 = 2,275.0 2,275

サービスコードの30分の場合の基本額単価(1,820円)に「日中」の割合(1.00)を乗じる。(1円未満四捨五人) (17)1.820 1,820 1.00 1,820 × =

(18)(16)で求めた額と(17)で求めた額を足す。

4,095 1.820 2.275

(15)で求めた額から(18)で求めた額を引く。 (19)4,598 4,095 503

(20)(19) により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) 1.072 539.216 530 ×

(20)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。 (21)

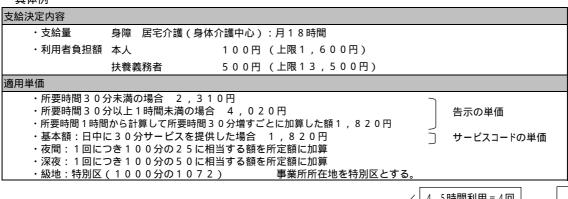
2,120 530 4 × (N) (M)(0)

(3)と(7)と(9)と(11)と(21)により算出した額を合計する。

39,000 9,720 9,750 500 2,120 61,090 (C) (F) (I) (L) (0)

(M)

(P)



	・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算													
			友:1回につ											
		・級は	也:特別区(1000分	<u>01072</u>)	事業所別	⊤在地を特	別区とする					<u> </u>
参考基本額コード	サ	ービス	ス提供実績詞	己録票記載(列				/	/ 4.5₽	寺間利用 = 4[回		参考 始時加算コード
	サービ	ズ内容					身体:	介護						
		naa	Į.	居宅介護計画	<u> </u>	サービス	提供時間	**************************************	× 1 **	利用	者負担額	サービス	利用者	
	日刊	曜日	開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間数	派遣人数	本人	扶養義務者		確認印	
• 1111311 • 1111214	1	月	5:30	10:00	4.5	5:30	10:00	4.5	1	900	4,500	ED	印	• 1111923
• 1111114		火												
• 1111311 • 1111214 • 1111114	3	水	5:30	10:00	4.5	5:30	10:00	4.5	1	700	4,500	ED	印	• 1111923
		木												
• 1111311 • 1111214 • 1111114	5	金	5:30	10:00	4.5	5:30	10:00	4.5	1	-	4,500	ED	印	• 1111923
		土												
	7	日												
• 1111311 • 1111214 • 1111114	8	月	5:30	10:00	4.5	5:30	10:00	4.5	1	-	-	印	印	• 1111923
		火												
	10	水												
	11	木												
		金												
		土												
		日												
		月												
		火												
		水												
		木												
		金												
		土日												
		月												
		火												
		水												
		木												
		金												
		±												
		日												
	29	月												
		火												
		計			18			18		1,600	13,500			
	-		_		•		_				•			•

サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要				
1111114 身障居宅身体日中 2 H	(A) 7,800	(B) 4	(C) 31,200					
1111214 身障居宅身体夜間早朝 2 H	(D) 9,750	(E) 4	(F) 39,000					
1111311 身障居宅身体深夜 0 . 5 H	(G) 2,920	(H) 4	(I) 11,680					
1111923 身居宅身体開 深0.5夜早0.5	(J) 640	(K) 4	(L) 2,560					
費用の額合計 (M) 84,440								

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要	
本人分	100	1,600	
扶養義務者分	500	13,500	
当月利用者負担額 合計		15,100	

当月居宅生活支援費請求額	69,340 円

計算方法

1111114 身障居宅身体 日中2H の算定方法

1111214

身障居宅身体 夜間早朝2H の算定方法

1111311 身障居宅身体 深夜0.5H

の算定方法

1111923 身居宅身体開 深0.5夜早0.5 の算定方法

⁻(1) 算定方法については、(例2)の(A)を参照。 (1)により算出した額に、利用回数を乗じる。 (2) 7,800 31,200 4 × =

(A) (B) (C)

- -(3) 算定方法については、(例1)の(D)を参照。
 - (3)により算出した額に、利用の回数を乗じる。

9,750 39,000 × 4 = (D) (E) (F)

(5) 基本額単価の算定: 3 0 分増すごとに加算する額(1,820円)に利用した回数(30分÷30分)を乗じる。 1,820 1 1,820

(6) (5)により算定した基本額単価(1,820円)に「深夜」の割合(1.5)を乗じる。(1円未満四捨五人) 1,820 × 1.50 = 2,730.0 2.730

(6)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) 2,730 1.072 2.926.6 2,920 × = (G)

(8) (7)により算出した額に、利用回数を乗じる。

11,680 2,920 4 (G) (I)

- (9) 告示上の所要時間30分未満の場合の基本額単価(2,310円)に「深夜」の割合(1.5)を乗じる。(1円未満四捨五人) 1.5 3,465 3.465
- 告示上の所要時間30分以上1時間未満の場合の基本額単価(4,020円)から所要時間30分未満の場合の基本額単価(2,310円)を引く (10) 4,020 2,310 = 1,710
- (10)により算定した額に「夜間・早朝」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人) (11)1.25 1,710 × = 2,137.5

(9)で求めた額と(11)で求めた額を足す。 (12)

5,603 2,138 3.465 + =

サービスコードの30未満の場合の基本額単価(1,820円)に「深夜」の割合(1.5)を乗じる。(1円未満四捨五人) = 2,730.0 1,820 × 1.5 2,730

5,005

サービスコードの30分の場合の基本額単価(1,820円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人) (14) 1,820 1.25 2,275.0 2,275 ×

(13)で求めた額と(14)で求めた額を足す。 (15)

2,730 2,275 (16) (12) で求めた額から(15)で求めた額を引く。

5,603 - 5,005 = 598 (16)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) (17)640

598 × 1.072 641.056 (J)

(18) (17)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。

640 × 4 2,560 (K) (L)

(19) (2)と(4)と(8)と(18)により算出した額を合計する。 31,200 + 39,000 11,680 2,560 = 84.440 (F) (M) (C) (I) (L)

支給決定内容 ・支給量 身障 居宅介護(身体介護中心):月15時間 ・利用者負担額 本人 100円 (上限1,600円) 500円 (上限13,500円) 扶養義務者 適用単価 ・所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円 告示の単価 ・所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに加算した額1,820円 ・基本額:日中に1時間サービスを提供した場合 3,640円 サービスコードの単価 ・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合 7,280円 ・基本額:日中に1時間サービスを提供した場合(二人目用) 3,640円 サービスコードの単価 ・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合(二人目用) 7,280円 ・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算 ・級地:特別区(1000分の1072 事業所所在地を特別区とする。

参考 基本額コード	 サ・	ービス	ス提供実績詞	己録票記載	例				/	/ 2時間	利用 = 6回	参考 開始時加算コード		
	サービ	ス内容					身	体介護						
	日付 曜日		j	居宅介護計画	<u> </u>	サービス	.提供時間	質定時問数	派遣人数	利用	者負担額	サービス提供者印	利用者	
	נום	ME LI	開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	异定时间数	派追八致	本人	扶養義務者	提供者印	確認印]
• 1111214 • 1111254	1	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	2	800	4,000	ED	印	• 111191 • 111195
	2	火												1
• 1111214	3	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	ED	• 111191
	4	木												1
• 1111212 • 1111252	5	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	2	400	2,000	印	ED	• 111191 • 111195
1111202	6	±									上 訓用 = 3回 —			111100
	7	日								1 145 1813	1 10 - 2 El]
• 1111214 • 1111254	8	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	2	-	4,000	ED	ЕD	111191111195
	9	火												
• 1111214	10	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	1,500	ED	ЕD	• 111191
	11	木												1
• 1111212 • 1111252	12	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	2		-	印	ED	• 111191 • 111195
	13	±												1
	14	日]
• 1111214 • 1111254	15	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	2	-	-	ED	EП	• 111191 • 111195
	16	火												
• 1111214	17	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	-	印	ЕD	• 111191
	18	木												1
• 1111212 • 1111252	19	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	2	-	-	印	ED	• 111191 • 111195
	20	±												1
	21	日												
	22	月												
	23	火]
	24	水												
	25	木												1
	26	金												
	27	±												1
	28	日]
	29	月												
	30]
	合	計			15			15		1,600	13,500		_	

サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要				
1111212 身障居宅身体夜間早朝 1 H	(A) 4,870	(B) 3	(C) 14,610					
1111214 身障居宅身体夜間早朝 2 H	(D) 9,750	(E) 6	(F) 58,500					
1111252 身障居宅身体夜間早朝二人 1 H	(G) 4,870	(H) 3	(I) 14,610					
1111254 身障居宅身体夜間早朝二人 2 H	(J) 9,750	(K) 3	(L) 29,250					
1111915 身居宅身体開 夜早 1	(M) 500	(N) 9	(O) 4,500					
1111955 身居宅身体開 2 夜早 1	(P) 500	(Q) 6	(R) 3,000					
費用の額部	費用の額合計							

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要	
本人分	100	1,600	
扶養義務者分	500	13,500	
当月利用者負担額 合計		15,100	

当月居宅生活支援費請求額	109 370 円
一 	109,370

計算方法

1111212 身障居宅身体 夜間早朝1H の算定方法

-(1) 算定方法については、(例1)の(A)を参照。

(2) (1)により算出した額に、利用回数を乗じる。 4,870 3 ×

14,610 (A) (B) (C)

1111214 身障居宅身体 夜間早朝2H の算定方法

-(3) 算定方法については、(例1)の(D)を参照。

(4) (3)により算出した額に、利用の回数を乗じる。 58,500 9,750 6

× (E) (D) (F)

1111252 身障居宅身体 夜間早朝二人1H の算定方法

-(5) 算定方法については、(例1)の(A)を参照。 (6) (1)により算出した額に、利用回数を乗じる。

4,870 14,610 3 × (H) (G) (I)

1111254 身障居宅身体 夜間早朝二人2H の算定方法

-(7) 算定方法については、(例1)の(D)を参照。

(8) (7)により算出した額に、利用の回数を乗じる。

9,750 3 29,250 × (J) (K) (L)

1111915 身居宅身体開 夜早1の算定方法

- (9) 算定方法については、 (例1)の (G)を参照。

(10) (9)により算出した額に、利用の回数を乗じる。 500 4,500 9 × (N) (0) (M)

1111955 身居宅身体開2 夜早1の算定方法

-(11) 算定方法については、(例1)の(G)を参照。

(12) (11)により算出した額に、利用の回数を乗じる。 3,000 500 6 × (P) (Q) (R)

(13) (2)と(4)と(6)と(8)と(10)と(12)により算出した額を合計する。

14,610 58,500 + 14,610 29,250 4,500 3,000 = 124,470 + (F) (I) (S) (C) (L) (0) (R)

サービスコードの単価

具体例

支給決定内容 ・支給量 身障 居宅介護(家事援助中心):月14時間 ·利用者負担額 本人 100円 (上限1,600円) 500円 (上限13,500円) 扶養義務者 適用単価 ・所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 2,220円 ・所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに加算した額830円 ・基本額:日中に30分サービスを提供した場合 830円 ・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合 3,320円 告示の単価

		・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算 ・級地:特別区(100分の1072) 事業所所在地を特別区とする。												
参考 基本額コード	サ・		、 以提供実績記		-		3-212/11/11	E 0 = 17%.			間利用 = 4回		参考 開始時加算	[]—F
	サービ	ス内容				家事援助								
		曜日	J	居宅介護計画			提供時間	答句吐眼粉	派遣人数	利用	者負担額	サービス	利用者	
	נום	唯口	開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	异疋时间数	派追入致	本人	扶養義務者	提供者印	確認印	
• 1112212 • 1112111	1	月	7:30	9:00	1.5	7:30	9:00	1.5	1	300	1,500	ED	ED	• 1112927
	2	火												
• 1112212 • 1112111		水	7:30	9:00	1.5	7:30	9:00	1.5	1	300	1,500	ED	ED	• 1112927
	4	木												
• 1112214 • 1112114		金	6:00	10:00	4	6:00	10:00	4	1	800	4,000	印	ED	• 1112918
		土日								4時間	利用 = 2回			
• 1112212														
• 1112111		月 火	7:30	9:00	1.5	7:30	9:00	1.5	1	200	1,500	ED	ED	• 1112927
• 1112212		水	7:30	9:00	1.5	7:30	9:00	1.5	1	_	1,500	ED	ED	• 1112927
• 1112111		木	7.50	3.00	1.0	7.00	3.00	1.0			1,000		L	1112327
• 1112214		金	6:00	10:00	4	6:00	10:00	4	1	-	3,500	ED	ED	• 1112918
• 1112114	13										,			
	14	日												
	15	月												
	16	火												
	17	水												
	18	木												
	19	金												
	20	土												
	21	日												
	22	月												
	23	火												
	24	水												
	25	木												
	26	金												
	27	±												
	28	日												
	29	月												
	30	火]
	合	計			14			14		1,600	13,500			J

サービス内容	算定的	単価	算定回数		当月算	拿定額	摘要
1112111 身障居宅家事日中 0 . 5 H	(A)	880	(B)	4	(C)	3,520	
1112114 身障居宅家事日中 2 H	(D)	3,550	(E)	2	(F)	7,100	
1112212 身障居宅家事夜間早朝 1 H	(G)	2,220	(H)	4	(I)	8,880	
1112214 身障居宅家事夜間早朝 2 H	(J)	4,440	(K)	2	(L)	8,880	
1112918 身居宅家事開 夜早1.5	(M)	-360	(N)	2	(0)	-720	
1112927 身居宅家事開 夜早1日0.5	(P)	-320	(Q)	4	(R)	-1,280	
費用の額				(S)	26,380		

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要	
本人分	100	1,600	
扶養義務者分	500	13,500	
当月利用者負担額 合計		15,100	

当月居宅生活支援費請求額	11.280 円

計算方法

1112111 身障居宅家事 日中0.5H の算定方法

1112114

日中2日

1112212

1112214 身障居宅家事

夜間早朝2H の算定方法

身隨居字家事

の算定方法

身障居宅家事

の算定方法

- (1) 基本額単価の算定:30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(30分÷30分)を乗じる。 830 × 1 = 830 午前7時30分から午前9時までの連続するサービスの一部であり30分のサービス提供ではない。

(2) (1)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

= ' 830 1.072 889.76 880 (A)

(3) (2)により算出した額に、利用回数を乗じる。

880 x 4 = (B) (C) (A)

 $_{ au}(4)$ 基本額単価の算定:30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。 830 4 3,320

(4)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) 3,320 × 1.072 = 3,559.03,550 (D)

(6) (5)により算出した額に、利用回数を乗じる。

3,550 7,100 2 ×

·(7) 基本額単価の算定:30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(1時間÷30分)を乗じる。 2 1.660

(8) (7)により算定した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人) 2.075

(9) (8)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) 2,075 × 1.072 = 2,224.4 2,2 (G)

(10) (9)により算出した額に、利用回数を乗じる。

8,880 2,220 4 (H) (G) (T)

(11)基本額単価の算定: 3 0 分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。

× 4 = 3,320

(12) (11)により算定した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人)

3,320 × 1.25 = 4,150.0 4,11 (13) (12)により算出した額に級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) 4.440

4,150 1.072 = 4,448.8

(14) (13)により算出した額に、利用の回数を乗じる。

4,440 × 2 8,880 (K) (J) (L)

・(15) 告示上の所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合の基本額単価(2,220円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入) 2,220 x 1.25 = 2,775 2,775 (16) サービスコードの基本額単価の算定: 3 0 分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(1時間30分÷30分)を乗じる。

830 × 3 = 2,490 (17) (16)により算出した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入) 2,490 1.25 = 3,112.5

(18) (15)で求めた額から(17)で求めた額を引く。

3,113

(18)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) -338 × 1.072 = -362.336 -360 (19) (M)

(20) (19)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。

2 (N) -360 <u>-720</u> (M)

1112918 身居宅家事開 夜早1 5

の算定方法

(例5)家事援助

ィ(21) 告示上の所要時間30分以上1時間未満の場合の基本額単価(1,530円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入) 1,530 1.25 1912.5 1,913 告示上の所要時間1時間以上の場合の基本額単価(2,220円)から所要時間30分以上1時間未満の場合の基本額単価(1,530円)を引く。 2,220 1,530 690 (23) (21)で求めた額と(22)で求めた額を足す。 1,913 690 2,603 サービスコードの基本額単価の算定:30分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(1時間÷30分)を乗じる。 830 1,660 830 x 2 = 1,660 (25) (24)により算定した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入) 1,660 × 1.25 = 2,075.0 2,075 サービスコードの基本額単価の算定: 3 0 分増すごとに加算する額(830円)に利用した回数(30分÷30分)を乗じる。 1,660 1.25 2,075.0 830 830 1 × (27) (25)で求めた額と(26)で求めた額を足す。 830 2,905 2.075 (23)で求めた額から(27)で求めた額を引く。 (28) 2,603 - 2,905 = -302 (28)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) (29) × 1.072 -323.744 (P) (30) (29)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。 <u>-1,280</u> (P) (Q) (31) (3)と(6)と(10)と(14)と(20)と(30)により算出した額を合計する。

1112927

身居宅家事開 夜早1日0.5 の算定方法

3,520 + 7,100 + 8,880 + 8,880 + (-720) + (-1,280) = 26,380 (C) (F) (I) (L) (O) (R) (S)

支給決定内容 ・支給量 身障 居宅介護(日常生活支援中心):月14時間 ・利用者負担額 本人 100円 (上限1,600円) 500円 (上限13,500円) 扶養義務者 適用単価 ・所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 2,410円 ・所要時間1時間30分から計算して所要時間30分増すごとに加算した額900円 告示の単価 ・基本額:日中に30分サービスを提供した場合 900円 ・基本額:日中に2時間サービスを提供した場合 3,600円 サービスコードの単価 - 夜間: 1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算 - 級地: 特別区(100分の1072) 事業所所在 事業所所在地を特別区とする

		・級t	也:特別区(1000分	<u>の1072</u>)	事業所所在	地を特別[<u> </u>					
参考 基本額コード	サ .	ービス	ス提供実績証	己録票記載(列					/ 2.5時	間利用 = 4回]		参考
	サービ	ス内容					日常生活	支援	_ /					
	n/+	曜日	F	居宅介護計画	1	サービ	ス提供時間	算定時間数 派遣人数	利用者負担額		サービス	利用者		
	ניום	唯口	開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間		冰退人致	本人	扶養義務者	提供者印	確認印	
• 1115115	1	月	7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	500	2,500	印	ED	• 1115917
	2	火												
• 1115115		水	7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	500	2,500	印	ED	• 1115917
		木												
• 1115214 • 1115114	5	金	6:00	10:00	4	6:00	10:00	4	1	600	4,000	印	ED	• 1115918
		土 日							48	寺間利用 =	10			
• 1115115		月	7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	-	2,500	印	ЕП	• 1115917
	9	火												
• 1115115	10	水	7:30	10:00	2.5	7:30	10:00	2.5	1	-	2,000	印	ED	• 1115917
	11	木												
	12	金												
	13	±									共した場合、加場合(ロウエ)			る時間帯に である場合は
	14	日									中2.5H"のt			
	15	月						I	1		1	1		
	16	火												
	17	水												
	18	木												
	19	金												
	20	±												
	21	日												
	22	月												
	23	火												
	24	水												
	25	木												
	26	金												
	27	土												
	28	日												
	29	月												
	30	火												
	合													

73/144 110 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
サービス内容	算定導	単価	算定回数		当月算	拿定額	摘要				
1115114 身障居宅日常日中 2 H	(A)	3,850	(B)	1	(C)	3,850					
1115115 身障居宅日常日中 2 . 5 H	(D)	4,820	(E)	4	(F)	19,280					
1115214 身障居宅日常夜間早朝 2 H	(G)	4,820	(H)	1	(I)	4,820					
1115917 身居宅日常開 日1.5	(J)	-310	(K)	4	(L)	-1,240					
1115918 身居宅日常開 夜早1.5	(M)	-380	(N)	1	(0)	-380					
70 m - 4											
費用の客	自合計				(P)	26,330					

利用者負担基準単価	利用者負担額	摘要	
本人分	100	1,600	
扶養義務者分	500	13,500	
当月利用者負担額 合計		15,100	

当月居宅生活支援費請求額 11,230 円

計算方法

1115114 身障居宅日常 日中2H の算定方法

1115115

日中2.5H

1115214

1115917 身居宅日常開

の算定方法

1115918 身居宅日常開

の算定方法

身障居宅日常

夜間早朝2H の算定方法

の算定方法

、(1) 基本額単価の算定:30分増すごとに加算する額(900円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。 900 × 4 = 3,600

(1)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) (2) 3,850 3.600 1.072 = 3,859.2(A)

(3) (2)により算出した額に、利用回数を乗じる。

3,850 × (A) (B) (C)

基本額単価の算定:30分増すごとに加算する額(900円)に利用した回数(2時間30分÷30分)を乗じる。 - (4) 900 = 4,500 5 ×

(4)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) (5) 4,824.0 4,820 × 1.072 = 4.500 (D)

(6) (5)により算出した額に、利用回数を乗じる。

4,820 19,280 (E) (D) (F)

、(7) 基本額単価の算定:30分増すごとに加算する額(900円)に利用した回数(2時間÷30分)を乗じる。

3,600 (7)により算定した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人)

3,600 x 1.25 = 4,500.0 4,5 (8)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て) 4,820 4,500 1.072 ` = 4,824.0 × (G)

(10) (9)により算出した額に、利用回数を乗じる。

× 4.820 4.820 (H) (G) (I)

(11)告示上の所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合の基本額単価(2,410円)に「日中」の割合(1.00)を乗じる。(1円未満四捨五人)

× 1 = 2,410 2,410

(12) サービスコードの基本額単価の算定: 3 0分増すごとに加算する額(900円)に利用した回数(1時間30分÷30分)を乗じる。 900 2,700

900 × 3 = 2,700 (13) (12)により算定した額に、「日中」の割合(1.00)を乗じる。(1円未満四捨五入) 2.700 2,700.0

(14) (11)で求めた額から(13)で求めた額を引く。

2,700 2,410 -290

(14)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円満切り捨て) (15)

1.072 = -310.88 × (J)

(16) (15)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。

= <u>-1,240</u> -310 × 4 (K) (J) (L)

・(17) 告示上の所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合の基本額単価(2,410円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1 円未満四捨五入) 1.25 3012.5 3.013

サービスコードの基本額単価の算定: 3 0 分増すごとに加算する額(900円)に利用した回数(1時間30分÷30分)を乗じる。

900 × 3 = 2,700 (18)により算定した額に、「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五人) (19) 1.25 2.700 = 3.375.0 ×

(17)で求めた額から(19)で求めた額を引く。 (20)

3.375 = -362 3.013 3,013 - 3,375 = -362 (20)により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

(21) -380 = -388.064 -362 × 1.072 (M)

(22) (21)により算出した開始時加算額単価に利用回数を乗じる。

-380 -380 × = (M) (0) (N)

(23) (3)と(6)と(10)と(16)と(22)により算出した額を合計する。

+ 19,280 + (-1,240) + (3,850 4,820 -380) = 26,330 (P) (C) (F) (I) (L) (0)

- 13 -